

医療法人きとうクリニック居宅介護支援事業所紙ふうせん運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人きとうクリニック居宅介護支援事業所紙ふうせん(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人きとうクリニック 居宅介護支援事業所 紙ふうせん
- 2 所在地 名古屋市守山区廿軒家14-32

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者1名 及び 介護支援専門員2名以上（うち1名は管理者と兼務）
管理者には、主任介護支援専門員を配置し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。。
- 2 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営 業 日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

- 第6条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。
- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
 - (2) 使用する課題分析票の種類 自社独自方式
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問及びモニタリングの頻度 最低月1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市 守山区、千種区、東区、北区の地域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3 その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業者従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営について)

- 第9条 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるのとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との、雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人きとうクリニック及び事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 16 年 5 月 14 日から施行する。

初版制定	平成 16 年 5 月 14 日
2 版改定	平成 18 年 3 月 14 日
3 版改定	平成 19 年 10 月 1 日
4 版改定	平成 20 年 8 月 1 日
5 版改定	平成 21 年 8 月 1 日
6 版改定	平成 22 年 12 月 1 日
7 版改定	平成 24 年 7 月 1 日
8 版改定	平成 26 年 6 月 1 日
9 版改定	平成 28 年 11 月 1 日
10 版改定	平成 29 年 9 月 1 日
11 版改定	平成 31 年 3 月 1 日
12 版改定	令和元年 6 月 1 日
13 版改定	令和 3 年 4 月 1 日